

令和2年 第3回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和2年12月25日

愛知中部水道企業団議会

令和 2 年第 3 回 愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3

第 1 号 (12月25日)

議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のために出席した者の職氏名	5
職務のために出席した職員の職氏名	6
開会の宣告	7
諸般の報告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
企業長あいさつ	8
議会運営委員会委員長の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
企業長あいさつ	18
閉会の宣告	19
署名議員	20

愛知中部水道企業団告示第13号

令和2年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月7日

愛知中部水道企業団

企業長 小野田 賢 治

1 期 日 令和2年12月25日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	林	ゆきひろ	議員
3 番	月	岡	修	一	議員	4 番	小 野 田	利 信	議員
5 番	宮	田	康	之	議員	6 番	渡 邊	明 子	議員
7 番	広	瀬	裕	久	議員	8 番	塚 本	克 彦	議員
9 番	岡	本	守	直	議員	10 番	加 藤	和 男	議員
11 番	石	じま	きよし		議員	12 番	なかじま	和 代	議員
13 番	菱	川	和 英		議員	14 番	石 橋	直 季	議員
15 番	山	下	茂		議員				

不応招議員（なし）

令和 2 年第 3 回 愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	林 ゆきひろ	公契約条例の制定について 《質問要旨》 愛知県は平成 2 8 年に公契約条例を制定し、それに続き、令和 2 年 4 月時点では、県内でも 1 0 市町の自治体が制定している。 企業団としても、制定すべきと考え、公契約条例についてお尋ねします。 ① 公契約条例の制定についての現状の見解は。 ② 今後、事業者の雇用環境、雇用契約、賃金台帳等をどのように確認していくのか。

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和2年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和2年12月25日午後3時30分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第6号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第7号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第8 議案第8号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について

出席議員（15名）

1番	服部 龍一 議員	2番	林 ゆきひろ 議員
3番	月岡 修一 議員	4番	小野田 利信 議員
5番	宮田 康之 議員	6番	渡邊 明子 議員
7番	広瀬 裕久 議員	8番	塚本 克彦 議員
9番	岡本 守直 議員	10番	加藤 和男 議員
11番	石じま きよし 議員	12番	なかじま 和代 議員
13番	菱川 和英 議員	14番	石橋 直季 議員
15番	山下 茂 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企業長	小野田 賢治 君	副企業長	小 浮 正 典 君
副企業長	近 藤 裕 貴 君	副企業長	吉 田 一 平 君

副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	局 長	水 野 雅 也 君
次 長（総 括）	相 羽 毅 君	次 長（管 理）	山 田 紀 夫 君
次 長（営 業）	小 島 千 明 君	次 長（技 術）	高 津 桂 一 君
専門監兼建設課長	谷 澤 英 一 君	総 務 課 長	近 藤 隆 徳 君
経営企画課長	上 村 知 由 君		

職務のために出席した職員の職氏名

議 会 事 務 部 局 書 記 長	山 田 浩 司 君	総務課課長補佐	後 藤 章 仁 君
管財検査課課長補佐	宮 木 智 彦 君	豊明市下水道課長	近 藤 潔 君
日進市下水道課長	上川原 清 人 君	みよし市都市建設部 次長兼下水道課長	久 野 恭 司 君
長 久 手 市 下 水 道 課 長	古 橋 剛 君	東郷町下水道課長	中 川 正 康 君

◎開会の宣告

○議長（月岡修一議員） 令和2年第3回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてをはじめ3議案でございます。

いずれの議案につきましても、慎重なるご審議を賜りますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和2年第3回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午後 3時30分）

◎諸般の報告

○議長（月岡修一議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和2年度6月分から令和2年度10月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（月岡修一議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（月岡修一議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 企業長、小野田。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和２年第３回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和２年も残り僅かとなりましたが、今年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症により試練の１年となりました。

４月の緊急事態宣言の発出に始まり、第２波の到来、そして、先月下旬からは第３波の到来を迎え、過去最高の感染者数を連日更新するなど、大都市圏を中心に高止まりしている状況にあります。

愛知県では、警戒レベルを厳重警戒へ引き上げ、年末年始における感染防止対策の徹底、東京等への不要不急の移動自粛の呼びかけを行うなど、感染拡大防止と社会経済活動の両立の難しさが浮き彫りとなっております。

新型コロナウイルスは、今なお世界中で猛威を振るい、私たちの生活、生命に深刻な影響を及ぼし続けています。

このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々に対し、心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い感染症の収束を願うところであります。

このようなコロナ禍におきましては、水道は、感染拡大防止のため、衛生面において重要な役割を担っており、いつでも、どんなときでも安全・安心な水を安定的に供給するため、引き続き水道施設等の強靱化に計画的に取り組み、命の水を預かる水道事業者として、持続的な水道事業の実現を目指してまいります。

さて、今年度の各種事業につきましては、現在、計画に沿って順調に進んでおり、また、経営面につきましては、主要財源であります料金収入の動向を危惧しておりましたが、予算並みに確保できるものと見込んでおります。

本日、定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてをはじめ、３案件でございます。

慎重なるご審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。

して、開会の挨拶といたします。よろしくお願いします。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（月岡修一議員） 日程第2、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

7番、広瀬裕久議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（広瀬裕久議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月9日午後1時30分及び本日午後3時より委員会を開催いたしました。11月9日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせしてございますので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第6号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてをはじめ3件でございます。議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては1名、議案質疑につきましては事前通告がございませんでしたので、一般質問の取扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（月岡修一議員） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡修一議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、8番、塚本克彦議員及び11番、石じまきよし議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡修一議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（月岡修一議員） 日程第 5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、発言を許可します。

2 番、林 ゆきひろ議員。

○2 番（林 ゆきひろ議員） 2 番、林 ゆきひろ。

議長よりご指名をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

公契約条例の制定についてということですが、昨年度補正予算にありました営業業務委託及び給水受付事務業務委託について、私が事業者の雇用契約や賃金台帳は確認されているかということで質疑をしましたところ、確認は行っていないというような回答でした。

企業団の予算の多くが、工事契約や委託契約が多く占めているのではないかなというふうに考えております。企業団として、契約されている事業者の労働環境の確保、最低賃金を守ることや法令遵守していることはもちろんなんですけれども、昨今ですと、新型コロナウイルスの対策だとかそういったことも事業者の労働環境の確認の 1 つとして実施しておくべきではないかなというふうに考えております。

公契約条例は、自治体が民間事業者などに発注、委託する際に結ぶ公契約において、その事業者で働く方々の適正な賃金水準や労働環境を確保するために公契約条例を定めている、そういう自治体が多いわけなんですけれども、平成 28 年に愛知県が公契約条例を制定したことをはじめ、現在では県内で 10 の市町が制定しておりまして、公契約を指針として定めている自治体も 2 市あり、そうした条例を制定されたり指針を定めたりと、そういった自治体が今増えてきているところだと思います。

多くの工事契約、委託契約がある企業団としても、ぜひこの公契約条例の先進事例などを研究して、制定に向けて進むべきではないかなというふうに考えておりまして、以下の質問をさせていただきます。

1 点目は、まず、過去の企業団議会の議事録を見ますと、平成 24 年に公契約条例につい

てご回答がありまして、そこでは、当時県内では公契約条例を制定している市町村はありませんでしたが、その当時は愛知県や関係市町の動向を注視しながら研究をしていきたいと、十分に調査研究を進めていきたいというようなご回答がありました。

そして、現在は、先ほど述べましたとおり、愛知県で制定されており、県内でも10の市町が条例制定、そして2市町が指針を定めているというような現状であります。

そこで、お尋ねいたしますが、現状での公契約条例の制定についてのご見解をお聞かせください。

それから、2点目、公契約条例を制定することは、様々な意義がありますけれども、特に発注、契約している事業者における労働環境の確認、整備、向上が非常に重要なことではないかなというふうに考えております。

実際に愛知県のそういった公契約条例に関するご担当者に確認をしましたが、公契約条例を制定することによって、例えば定期健康診断の実施だったりとか、有給取得の促進だったり、残業時間の上限管理だったりとか、現場事務所でのエアコンの設置、現場での女性用ロッカーやトイレの設置、それから、今年度ですと、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策など、こういったことを愛知県では労働環境報告書で報告を受けるようになっておりまして、この公契約条例の制定や労働環境の報告書、そういったものによって契約事業者の意識が大きく変わって、そして、労働環境が改善されたという報告もあるというようなことで、県のご担当者もおっしゃってございました。

こうした中で、事業者における労働環境の整備向上が図られるわけですがけれども、企業団の昨年度のご回答では、委託事業者の雇用契約、賃金台帳は確認していないということでしたけれども、今後そういった委託事業者だけでなく、工事契約も含めて、事業者の雇用環境や雇用の契約、賃金台帳、そういったものはどのように確認をしていくのか、また、企業団として今後確認していくというような考えはあるのかどうかということについてもお聞かせください。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしく願いいたします。

初めに、1点目の、公契約条例の制定についての現状でございますが、先進団体の公契約条例における基本方針には、公契約の透明性や競争の公正性の確保、公共事業等の品質の確保、労働者の適正な労働環境の確保などが重点項目となっております。

本企業団におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律、労働基準法、最低賃金法など、関係法令並びに本企業団の入札、設計、工事検査等の各基準に準拠することにより、適正な入札や契約履行が確保されていると認識しておりますので、今のところ、公契約条例の制定につきましては検討を行っておりません。

次に、2点目の、今後事業者の雇用環境、雇用契約、賃金台帳等をどのように確認していくのかでございますが、本企業団における事業者の労働環境につきまして、工事におきましては、施工体制台帳にて、健康保険、厚生年金、雇用保険の加入状況を確認しているところではありますが、県内市町村の公契約の在り方などを注視するとともに、公営企業として水道料金のみで運営する本企業団に与える影響を踏まえ、調査研究に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 今ご回答いただきましたが、公契約条例制定の意義としまして、様々あるんですけれども、私は、契約に対する在り方、考え方について、契約事業者になり得る事業者を含めて、外部に企業団として表明していくということが一番意義があることではないかなというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、企業団はやはり多くの工事契約、委託契約を抱えていらっしゃるというふうに認識しておりますので、ぜひ企業団としての契約に対する考え方について、しっかり外部に表明していただきたい。そうすることが様々なところで働いていらっしゃる方々の労働環境の整備向上につながっていくのではないかなというふうに考えております。

先ほど愛知県での事例も申し上げましたが、こういった考え方を表明することも、契約事業者の意識が変わって、そして、労働環境が改善されているということにつながっているのではないかと、それは県のご担当者もおっしゃっておりました。そんな中で、企業団として法令遵守しているので労働環境が確保されていると認識しているということでは、そういう意識ではまだまだ不十分ではないかなというふうに私は思っております。

そこで、4点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、先ほど、法令により労働環境が確保されていると認識しているので、公契約条例の制定は今のところ検討していないというようなことでしたが、契約事業者の労働環境については、最低限の法令が守られていればいいというような、今、考えなのでしょうか。よ

りよい労働環境を整備している事業者を評価すると、そういうような考えはないのかどうかということをお聞かせください。

そして、2点目、公契約条例の中でも、具体的な例で申し上げますと、愛知県で契約事業者に新型コロナウイルスの感染拡大防止策の報告を受けているということがありますが、企業団ではそうした契約事業者のコロナウイルスの対策としてどのような労働環境を整備しているのか、これは把握されていらっしゃるのでしょうか。

例えば、アルコールの設置やマスクの着用、従業員の検温など、現場ではどのような労働環境なのかということ把握されているかということをお尋ねいたします。

そして、3点目、愛知県の公契約条例の中には、環境に配慮した事業活動や障害者の雇用、男女共同参画の取組など、その企業の社会的な取組も評価する条文があります。

豊田市は、条例は制定されてはいないんですが、基本方針を示しておりまして、賃金の上乗せや労働条件の向上、雇用創出などに配慮した企業に対して、評価を入札に反映させているということも実施しております。

企業団もそういった指針を示して、総合評価方式を実践してはいかがと思っております。もし企業団もそういった総合評価方式を実施しているものがあるのであれば、具体的にどういった項目で実施しているのかということをお聞かせください。それから、今後、愛知県や他市町のそういう先進事例を研究して、そういった評価項目を検討していく考えはあるかどうかということについても併せてお願いいたします。

そして、4点目、豊田市や愛西市では、公契約条例は制定してはいないんですが、公契約の基本方針ということで定めております。せめて企業団もこうした指針を定めていくことができると思うんですが、そういったことを検討してはいかがでしょうか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質問に対する答弁者、山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 再質問の4点についてお答えさせていただきます。

初めに、再質問の1点目の、労働環境の整備についてお答えいたします。

労働環境の整備と同様の目的のため、入札におきましては、最低制限価格や、試行ではありますが、総合評価落札方式の導入を行っております。また、下請を伴う契約に関しましては、下請届の提出や、先ほど申し上げました施工体制の点検などを通じて、業者の資質を厳正に確認することで、労働環境の整備につながるものと認識しております。

次に、再質問の2点目の、労働環境におけるコロナ対策についてお答えいたします。

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきまして、事業者に対して周知徹底を図っているところではありますが、適宜職員が工事の現場に出向き、作業状況をはじめとした現場監督を行う中で、マスクの着用を目視しておりますが、引き続き個々の工事現場の状況に応じた対策の徹底に努めてまいります。

次に、再質問の3点目の、総合評価方式についてお答えいたします。

本企業団では、令和2年度から簡易型総合評価落札方式の試行を行っております。

評価項目といたしましては、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・貢献度がございまして、企業の技術力の細目では、中長期的な担い手の確保の項目により、雇用の創出、また、地域貢献度では、ISO14001の認証取得の項目により、環境への取組の確認を行っております。

なお、評価項目の見直しにつきましては、今年度から総合評価落札方式の取組を始めたところでありますので、今後、愛知県や他団体の先進事例を参考に調査研究してまいります。

最後に、再質問の4点目の、指針の制定についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、本企業団における公契約の在り方について、議員のご意見を受けまして、より一層の関連情報の収集と研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第6、議案第6号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長。

○次長（営業）（小島千明君） 営業担当次長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第6号 愛知中部水道企業団下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、愛知中部水道企業団が行う公共下水道等の使用料徴収事務において、東郷町汚水処理施設の設置及び管理に関する条例が廃止されたことに伴いまして、

条例の一部を改めるものでございます。

改正の内容といたしましては、東郷町污水处理施設の設置及び管理に関する条例が適用されておりました旭ヶ丘団地が公共下水道区域に編入され、東郷町下水道条例に一本化されたことに伴いまして、引用しております第1条第12号の規定を削除するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第6号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第7、議案第7号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題いたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

山田次長。

○次長（管理）（山田紀夫君） 管理担当次長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第7号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について、ご説明いたします。

令和3年3月31日をもって解散となる尾張市町交通災害共済組合を退職手当組合から脱退させ、別表第1の組合を組織する地方公共団体を改め、併せて別表第2の議員の選挙区第3区の選挙区の組合市町を改める規約変更について協議するために必要があるからでございます。

なお、この規約については、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、令和3年4月1日以後最初に実施される議員の選挙から適用されることとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第7号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第8、議案第8号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

水野局長。

○局長（水野雅也君） 局長の水野でございます。よろしくお願いいたします。

議案第8号 令和2年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

当初予算第4条の資本的支出の補正をするものでございます。

資本的支出の補正でございますが、令和元年度に交付を受けた愛知県生活基盤耐震化等補助金交付要綱に基づく補助金に係る消費税相当額2,222万円を令和2年度に愛知県に対して返還予定として当初予算に計上しておりましたが、令和元年度の消費税申告により当該消費税が納税対象となり、返還を行う必要がなくなったため、減額補正するもので、これに合わせまして、資本的収支の不足分の補てん財源についても改めるものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条資本的収入及び支出の補正として、支出の第1款資本的支出を2,222万円減額し、36億7,311万8,000円とするもので、内容は、第3項補助金返還金2,222万円の全額を減額するものでございます。

また、これに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書き中、不足する額28億9,208万8,000円を、不足する額28億6,986万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金5億9,766万3,000円を、当年度分損益勘定留保資金5億7,544万3,000円にそれぞれ改めるものでございます。

令和2年12月25日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第8号については、質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 企業長、小野田。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本企業団の使命は、安全で安心な水を安定的に供給することであり、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような施策を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今年も残すところ僅かとなり、何かと慌ただしいこの頃であります。また、寒さも一段と厳しくなっておりますが、議員の皆様におかれましては、十分ご自愛をいただき、ますますご活躍されることをご期待申し上げます。

新しい年が皆様にとりましてすばらしい年となりますよう、また、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて一筋の光が差すような年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（月岡修一議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、令和2年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時02分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年 12月 25日

議 長 月 岡 修 一

署 名 議 員 塚 本 克 彦

署 名 議 員 石 じ ま き よ し